

令和4年第2回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 書

愛知県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第11号	令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第12号	令和4年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・	3
議案第13号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・	5
認定第1号	令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・	11
認定第2号	令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・	19

議案第 11 号

令和 4 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,099 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,423,286 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 22 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太 田 稔 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		70,000	25,099	95,099
	1 繰越金	70,000	25,099	95,099
歳入合計		2,398,187	25,099	2,423,286

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,187,404	25,099	1,212,503
	1 社会福祉費	1,187,404	25,099	1,212,503
歳出合計		2,398,187	25,099	2,423,286

議案第 12 号

令和 4 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,466,974 千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 945,793,453 千円とす
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によ
る。

令和 4 年 8 月 22 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太 田 稔 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		180,901,033	551,258	181,452,291
	1 市町村負担金	180,901,033	551,258	181,452,291
3 県支出金		74,150,373	1,406,091	75,556,464
	1 県負担金	74,150,373	1,406,091	75,556,464
8 繰越金		14,300,000	28,509,625	42,809,625
	1 繰越金	14,300,000	28,509,625	42,809,625
歳入合計		915,326,479	30,466,974	945,793,453

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険給付費		901,977,235	0	901,977,235
	1 療養諸費	853,187,598	0	853,187,598
7 諸支出金		141,202	30,466,974	30,608,176
	1 償還金及び還付加算金等	141,201	30,466,974	30,608,175
歳出合計		915,326,479	30,466,974	945,793,453

議案第 13 号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 8 月 22 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太 田 稔 彦

提案理由

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業の取
得の柔軟化に関する措置等を講じるため、この条例を定めようとするも
のである。

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に、「引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳

到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、広域連合長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とさ

れた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、広域連合長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き

採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

認定第 1 号

令和 3 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳
出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法
第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度愛知県後期高齢者医療広域連
合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に
付する。

令和 4 年 8 月 22 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太 田 稔 彦

令和3年度

一 般 会 計
歳 入 歳 出 決 算 書

愛知県後期高齢者医療広域連合

令和3年度一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額
1 分担金及び負担金		1,314,749,000	1,314,749,000
	1 負担金	1,314,749,000	1,314,749,000
2 国庫支出金		199,170,000	166,933,000
	1 国庫補助金	199,170,000	166,933,000
3 寄附金		1,000	0
	1 寄附金	1,000	0
4 繰入金		1,000	0
	1 特別会計繰入金	1,000	0
5 繰越金		114,873,000	114,873,552
	1 繰越金	114,873,000	114,873,552
6 諸収入		3,157,000	1,801,144
	1 預金利子	11,000	23,347
	2 雑入	3,146,000	1,777,797
歳 入 合 計		1,631,951,000	1,598,356,696

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1,314,749,000	0	0	0
1,314,749,000	0	0	0
166,933,000	0	0	△32,237,000
166,933,000	0	0	△32,237,000
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
114,873,552	0	0	552
114,873,552	0	0	552
1,801,144	0	0	△1,355,856
23,347	0	0	12,347
1,777,797	0	0	△1,368,203
1,598,356,696	0	0	△33,594,304

令和3年度一般会計歳入歳出決算書

歳 出

款	項	予算現額	支出済額
1 議会費		4,098,000	3,965,935
	1 議会費	4,098,000	3,965,935
2 総務費		761,513,000	690,362,293
	1 総務管理費	761,265,000	690,176,259
	2 選挙費	37,000	0
	3 監査委員費	211,000	186,034
3 民生費		865,339,000	761,647,265
	1 社会福祉費	865,339,000	761,647,265
4 公債費		1,000	0
	1 公債費	1,000	0
5 予備費		1,000,000	0
	1 予備費	1,000,000	0
歳 出 合 計		1,631,951,000	1,455,975,493

歳入歳出差引残額

142,381,203 円

(単位：円)

翌年度繰越額			不用額	予算現額と 支出済額との比較
継続費通次繰越	繰越明許費	事故繰越		
0	0	0	132,065	132,065
0	0	0	132,065	132,065
0	0	0	71,150,707	71,150,707
0	0	0	71,088,741	71,088,741
0	0	0	37,000	37,000
0	0	0	24,966	24,966
0	0	0	103,691,735	103,691,735
0	0	0	103,691,735	103,691,735
0	0	0	1,000	1,000
0	0	0	1,000	1,000
0	0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	0	175,975,507	175,975,507

令和 4年 8月22日 提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長

太 田 稔 彦

認定第 2 号

令和 3 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法
第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度愛知県後期高齢者医療広域連
合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付け
て議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 22 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 太 田 稔 彦

令和3年度

後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算書

愛知県後期高齢者医療広域連合

令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額
1 市町村支出金		175,576,821,000	175,992,014,380
	1 市町村負担金	175,576,821,000	175,992,014,380
2 国庫支出金		267,196,843,000	290,053,685,690
	1 国庫負担金	209,910,203,000	229,685,355,491
	2 国庫補助金	57,286,640,000	60,368,330,199
3 県支出金		74,154,691,000	71,783,826,113
	1 県負担金	72,690,069,000	70,319,204,113
	2 県財政安定化基金支出金	1,464,622,000	1,464,622,000
4 支払基金交付金		371,272,525,000	366,004,774,000
	1 支払基金交付金	371,272,525,000	366,004,774,000
5 特別高額医療費共同事業交付金		268,995,000	412,587,281
	1 特別高額医療費共同事業交付金	268,995,000	412,587,281
6 寄附金		1,000	0
	1 寄附金	1,000	0
7 繰入金		1,757,000	675,357
	1 一般会計繰入金	1,757,000	675,357
8 繰越金		50,996,831,000	50,996,831,114
	1 繰越金	50,996,831,000	50,996,831,114
9 県財政安定化基金借入金		1,000	0
	1 県財政安定化基金借入金	1,000	0
10 諸収入		1,455,518,000	2,283,395,217
	1 延滞金及び過料	2,000	0
	2 預金利子	5,489,000	13,710,078
	3 雑入	1,450,027,000	2,269,685,139
歳 入 合 計		940,923,983,000	957,527,789,152

9409億

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
175,992,014,380	0	0	415,193,380
175,992,014,380	0	0	415,193,380
290,053,685,690	0	0	22,856,842,690
229,685,355,491	0	0	19,775,152,491
60,368,330,199	0	0	3,081,690,199
71,783,826,113	0	0	△2,370,864,887
70,319,204,113	0	0	△2,370,864,887
1,464,622,000	0	0	0
366,004,774,000	0	0	△5,267,751,000
366,004,774,000	0	0	△5,267,751,000
412,587,281	0	0	143,592,281
412,587,281	0	0	143,592,281
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
675,357	0	0	△1,081,643
675,357	0	0	△1,081,643
50,996,831,114	0	0	114
50,996,831,114	0	0	114
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
1,383,756,218	1,218,283	898,420,716	△71,761,782
0	0	0	△2,000
13,710,078	0	0	8,221,078
1,370,046,140	1,218,283	898,420,716	△79,980,860
956,628,150,153	1,218,283	898,420,716	15,704,167,153

令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 出

款	項	予算現額	支出済額
1 保険給付費		889,659,683,000	868,684,940,181
	1 療養諸費	846,274,923,000	825,640,929,618
	2 高額療養諸費	40,568,336,000	40,275,078,546
	3 その他医療給付費	2,816,424,000	2,768,932,017
2 県財政安定化基金拠出金		331,545,000	331,544,077
	1 県財政安定化基金拠出金	331,545,000	331,544,077
3 特別高額医療費共同事業拠出金		439,682,000	391,864,292
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	439,682,000	391,864,292
4 保健事業費		4,250,583,000	3,540,161,590
	1 健康保持増進事業費	4,250,583,000	3,540,161,590
5 公債費		23,957,000	0
	1 公債費	23,957,000	0
6 諸支出金		31,938,915,000	31,935,094,065
	1 償還金及び還付加算金等	31,938,914,000	31,935,094,065
	2 繰出金	1,000	0
7 予備費		14,279,618,000	0
	1 予備費	14,279,618,000	0
歳 出 合 計		940,923,983,000	904,883,604,205

歳入歳出差引残額

51,744,545,948 円

(単位：円)

翌年度繰越額			不用額	予算現額と 支出済額との比較
継続費通次繰越	繰越明許費	事故繰越		
0	0	0	20,974,742,819	20,974,742,819
0	0	0	20,633,993,382	20,633,993,382
0	0	0	293,257,454	293,257,454
1	0	0	47,491,983	47,491,983
0	0	0	923	923
0	0	0	923	923
0	0	0	47,817,708	47,817,708
0	0	0	47,817,708	47,817,708
0	0	0	710,421,410	710,421,410
0	0	0	710,421,410	710,421,410
0	0	0	23,957,000	23,957,000
0	0	0	23,957,000	23,957,000
0	0	0	3,820,935	3,820,935
0	0	0	3,819,935	3,819,935
0	0	0	1,000	1,000
0	0	0	14,279,618,000	14,279,618,000
0	0	0	14,279,618,000	14,279,618,000
0	0	0	36,040,378,795	36,040,378,795

令和 4年 8月22日 提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長

太 田 稔 彦

